

航空貨物保安制度の改正に関する説明資料

国土交通省 航空局

平成25年12月

国際的なテロの動向と航空保安対策の強化

国際的なテロの動向と航空保安対策の強化

2001年9月 米国同時多発テロの発生

航空機をテロの道具として利用した従来にない新たな自爆テロの発生

2006年8月 大西洋液体爆発物テロ未遂事件

液体爆発物を用いた自爆テロ事件

2009年12月 米国航空機爆破テロ未遂事件

化学物質を用いた自爆テロ事件

2010年10月 イエメン発米国向け航空貨物による航空機爆破テロ未遂事件

貨物専用便へのテロ事件

2012年5月 米国行き航空機の爆破テロ用の新型手製爆弾を押収

○空港におけるテロ事件

2007年6月 英グラスゴー空港爆発物搭載自動車突入事件

2007年9月 独フランクフルト空港爆破テロ未遂事件

2011年1月 モスクワドモジェドボ国際空港国際線ロビーにおける爆弾テロ

我が国における航空保安対策の強化への取組み

我が国における航空保安対策の強化への取り組み

我が国では、相次ぐ国際的なテロ事案の発生を踏まえ、ICAO国際標準(第17附属書等)に適合した国家民間航空保安プログラムに基づき、保安対策を強化してきている。

主なハイジャック等の未然防止措置

9.11テロ発生以降、全国の空港警戒態勢を最高水準に引き上げて、厳格な保安検査(国内線の身元確認、国際線の受託手荷物全数検査等)を開始

- ・平成14年 5月 小型ナイフなど凶器となり得る物の航空機内への持込みを禁止
- ・平成17年10月 航空貨物「Known Shipper/Regulated Agent制度(KS/RA制度)」運用開始
 - ・ICAOが定める国際標準に基づき、セキュリティレベルを維持しつつ、物流の円滑化等を図るため、航空貨物に係る保安対策の強化を図ることを目的としたもの
 - ・「サプライチェーン全体を保護する必要性を踏まえ、航空貨物セキュリティに関する国際的に強化され、かつ調和した措置」(ICAO大臣級会合、航空保安に関するアジア太平洋地域共同宣言)
- ・平成19年 3月 国際線客室内への液体物持込制限の導入
- ・平成20年 7月 全ての国際線搭乗ゲートでパスポートチェックを実施
- ・平成24年10月 国際線保安検査場において旅客に対するランダム接触検査の導入
- ・平成24年12月 航空貨物「新KS/RA制度」導入
 - ・米国9.11法に対応させるため基準を強化
 - ・対象は米国行きの旅客便に搭載する貨物(平成26年4月より全ての国際旅客便に対象拡大)

航空機内対策

- ・平成15年11月 強化コックピットドアの装備を義務化
- ・平成16年12月 スカイマーシャル制度(我が国航空機への警察官の警乗)を導入

空港における保安対策

- ・平成12年4月 空港設置者に空港保安管理規程の策定を義務付け、空港保安体制を確立
- ・平成16年4月以降 順次空港の場周フェンスの強化及びセンサーの設置等を実施
- ・平成25年7月 国際線が就航する空港従業員等に対する保安検査の強化を実施

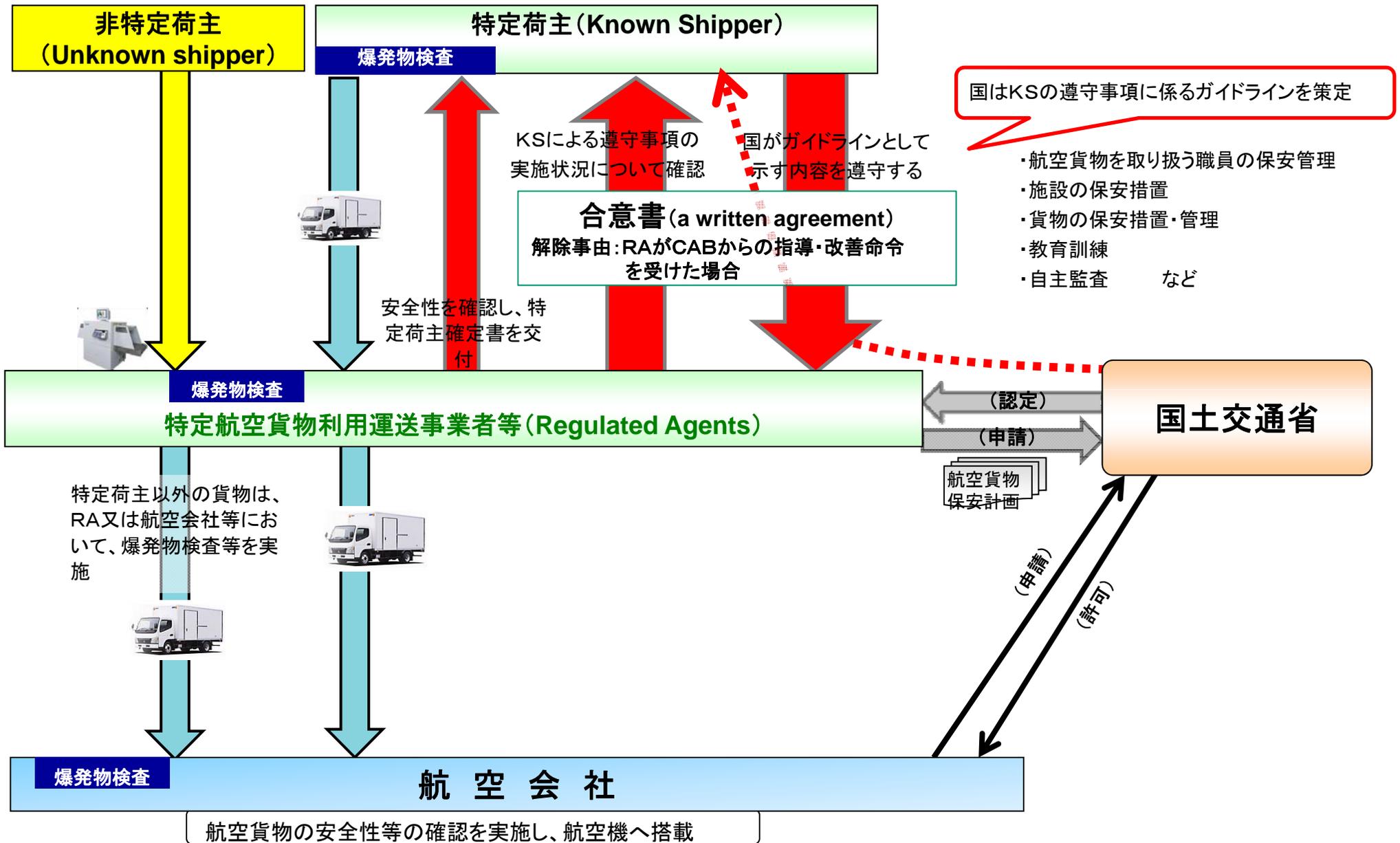
米国100%スクリーニング実施への対応

2007年8月 米国の9.11委員会勧告実施法(9.11法)への対応

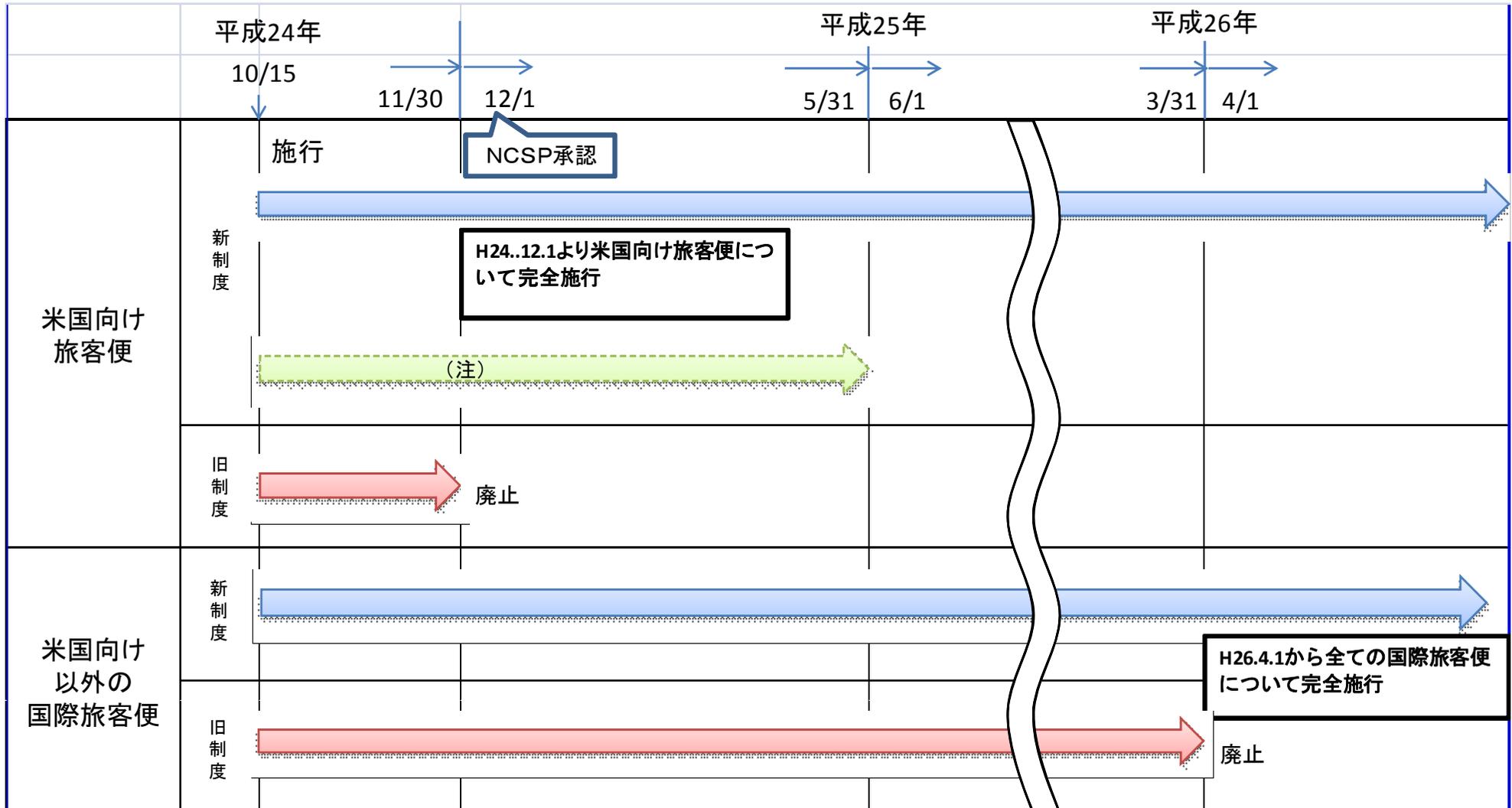
1. 米国では、9.11委員会勧告実施法の施行により、米国乗入れの旅客便に搭載する航空貨物について、出発空港においてピースレベルでの100%スクリーニング(爆発物検査)を実施することが義務化された(2012年12月施行)。

新KS/R A制度

新たな Known Shipper / Regulated Agent 制度



米国TSAと協議の上決定された移行スケジュール



(注) 合意書を締結していれば、RAが国に報告(社名・施設名・住所)することを以て特定荷主として取り扱うことが可能。ただし、半年以内にRAがKSの確認を行い、確定書を交付する。

(備考) 国内旅客便及び貨物専用便については、当面旧制度が適用可能。

新制度移行に際し、AEO認定荷主において追加的措置が必要となる事項 (新KS/RA制度下の新特定荷主に求められる事項)

米国TSAと協議した中で保安対策の強化が求められたことから、既に一定の保安体制がとられているAEO認定荷主であっても、以下について追加的な措置が必要となった。

1. 航空貨物を取り扱う職員の保安管理
2. 航空貨物の保安措置及び管理
3. 航空保安教育訓練
4. 社内マニュアル
5. 自主監査

AEO認定荷主であることから、KS確定に際して免除される項目もある。